

山形県結核成人病予防婦人団体連絡協議会会則

(名称)

第 1 条 この会は、山形県結核成人病予防婦人団体連絡協議会と称する。

(事務局)

第 2 条 この会は、山形市蔵王成沢字向久保田 2220、公益財団法人やまがた健康推進機構事務局内に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、県内の各婦人団体が行う結核成人病に関する事業について、連絡協調をはかり、その円滑な推進をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達するために次の事業について協議する。

- (1) 結核成人病に関する予防思想の普及対策
- (2) 結核成人病集団検診の受診向上対策
- (3) その他結核成人病予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第 5 条 この会は、第 3 条の目的に賛同する婦人団体をもって組織する。
2. 加入しようとする団体は、入会申込書を提出して承認を得なければならない。

(役員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。
理事 若干名 監事 3名
2. 理事は、会長 1 名、副会長 2 名を互選する。

第 7 条 理事及び監事は次の各号により会長が委嘱する。但し、1号理事、監事は加入団体推せんとする。

- (1) 加入する団体の役員
 - (2) 学識経験者
2. 学識経験者の理事は、第 1 項第 1 号の規定による理事の推せんによる。

第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは代理する。
- (3) 理事は理事会を構成して議事を行う。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第 9 条 役員の仕事は、2 年として再選を妨げない。

2. 補欠の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 会議は、会長が招集する。
2. 会議の招集、会議の日時・場所・議題を示す文書をもって行う。

第 11 条 会議は、その会議を構成する理事の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2. 議事は、出席理事の過半数をもって決する。
ただし可否同数のときは、議長が決するところによる。

第 12 条 会議の議事については、状況と経過を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事 2 名が署名押印のうえ保管しなければならない。

(会計)

第 13 条 この会の経費は、次に掲げるものを財源とする。

- (1) 地方自治体、その他団体の補助金
- (2) 寄付金その他の収入

第 14 条 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会則の変更)

第 15 条 この会則は、理事総数の 4 分の 3 以上の同意がなければ変更することができない。

	附	則
この会則は、昭和 55 年	6 月 30 日	から施行する。
この会則は、昭和 63 年	4 月 22 日	から施行する。
この会則は、平成 16 年	5 月 11 日	から施行する。
この会則は、平成 24 年	6 月 27 日	から施行する。